

提出書類一覧表(種別変更)

△は提出が必要な場合のみ

様式ダウンロード	可		可		可	可	備考
	1	2	3	4	5	6	
提出書類 区分	短期組合員異動報告書 (種別変更・所属所異動報告用)	資格確認書等 注1	年金加入期間等報告書	基礎年金番号のわかるもの 注2	年金受給権者再就職届書 注3	国民年金第3号被保険者関係届 注4	
短期組合員から一般組合員 (一般組合員となった日から長期給付事業が適用されます。)	○		○	○	△	△	
一般組合員から短期組合員 (短期組合員となった日から長期給付事業が適用されません。)	○						※ 一般組合員から短期組合員に種別が変更した者で、被扶養配偶者がいる場合は、事業主から年金事務所へ国民年金第3号被保険者の手続きを行うこととなります。
一般組合員から後期高齢組合員 短期組合員から後期高齢組合員 (後期高齢者医療制度に移行すると福祉事業が適用されます。)	△	△					提出書類は原則不要です。組合員が75歳になった時点で自動的に種別を変更します。(注5)

注意事項

- 注1 資格確認書、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証をすべて返却すること。
(経過措置後の令和7年12月2日以降、組合員証及び被扶養者証は返却不要です。)
- 注2 基礎年金番号通知書の写し、年金手帳の写し、国民年金の領収済通知書の写し等、氏名及び基礎年金番号がわかるものを提出すること。事業主が作成したものは不可。
- 注3 年金受給者のみ提出すること。
- 注4 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいる場合に提出すること。
- 注5 ・被扶養者がいる方は、組合員が後期高齢者医療制度に移行すると同時に被扶養者は取消しとなるため、「資格喪失証明書」を自動送付します。
・75歳未満の方が後期高齢者医療制度に移行した場合は提出すること。